平成２３年（フ）第５４６号
茨城県笠間市大田町1316番地９
債務者　山口　和子
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５４７号
茨城県水戸市見和２丁目285番地の33　プラムコート見和106号
債務者　菅原　雄二
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０７号
群馬県みどり市笠懸町鹿4262番地21　グランドパレスＣⅡ102
債務者　須田　宏和
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１０８号
群馬県みどり市笠懸町鹿4262番地21　グランドパレスＣⅡ102
債務者　山川　初江
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１４３号
千葉県木更津市畑沢南５丁目２番４号
債務者　泉水加代子
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１４９号
千葉県木更津市中里166番地８
債務者　平田　澄江
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１５９号
千葉県君津市台１丁目18番２号
債務者　川口　里枝
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４５３号
石川県白山市北成町234番地　雇用促進住宅成町宿舎２号棟304号室
債務者　馬場　智之
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４６１号
石川県河北郡内灘町字大根布７丁目68番地
川本方、従前の住所金沢市糸田新町15番８号
債務者　得田　　豊
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４７１号
金沢市芳斉２丁目16番20号　プラザ信開芳斉308号室、従前の住所金沢市白菊町５番20号
債務者　谷口　真弓
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４１０号
山梨県甲斐市西八幡675番地３　Ｃ棟
債務者　塩沢　一男
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
山梨県甲府市大里町3225番地３　ステータスヒル甲府７番館302
債務者　樋口　　直
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６号
山梨県都留市上谷５丁目４番15号
債務者　佐野　昌男
１　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
長野県須坂市望岳台21番地の４
債務者　滝沢都史紅（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
長野県松本市並柳４丁目10番８号
債務者　横内　美和（旧姓竹内）
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２７３号
長野県松本市大字芳川小屋436番地３
債務者　伴野美枝子
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２７７号
長野県松本市城東２丁目７番２号
債務者　一條　理恵（旧姓原）
１　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４９０号
岐阜県揖斐郡大野町大字下磯472番地48
債務者　池田　照子
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所